

# 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」に基づく 都市ガス料金の値引きについて

2022年12月26日

信州ガス株式会社

## 1. 概要

信州ガス株式会社は、経済産業省資源エネルギー庁の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」(以下、「激変緩和対策」)に基づき、2023年1月使用(2月検針)分～9月使用(10月検針)分の都市ガス料金の値引きを実施します。

なお、**値引き適用にあたりお客さまによるお申し込み等の手続きはございません。**

### <都市ガス料金の計算方法>

対象期間中は毎月値引き単価を反映した従量料金単価にて算定いたします。

ガス料金	=	基本料金	+	従量料金		×	1ヵ月のご使用量
				従量料金単価 基準単位料金 ± 原料費調整による調整額 — <b>値引き単価30円</b>			

## 2. 対象期間

2023年1月使用(2月検針)分～9月使用(10月検針)分

## 3. 対象となるお客さま

【ガス】信州ガスの都市ガスをお使いのお客さま

※年間契約数量 1,000 万 m<sup>3</sup> 以上のお客さまは対象外

## 4. 値引き単価(税込み)

【都市ガス】

(税込み)

	2023年2月分～9月分	2023年10月分
都市ガス	30円/m <sup>3</sup>	15円/m <sup>3</sup>

## 5. 値引き単価のご確認方法

値引き単価は、検針票(ご使用量のお知らせ)、請求書等にてご確認いただけます。

### 【検針票イメージ】

月分 ご使用量のお知らせ (検針票)		料金番号 (供給地点特定番号) 045-051-000302
信州ガス株式会社 様 箕淵町 3丁目2700 信州ガス(株) 工場道路側 上		ご契約種別 一般契約
ガスご使用量 (m <sup>3</sup> ) *****		
検針日 11月17日 ご使用期間 10月19日~11月17日(30日)		
今回指針 前回指針 ご使用量(m <sup>3</sup> )		
前年同月(m <sup>3</sup> ) [30日]		
	ご使用量(m <sup>3</sup> )	翌月基本料金
A: 0 から 16まで		
B: 16をこえ165まで		
C: 165をこえるもの		
翌月従量単価		
◇お客様へお知らせ◇ ガスの点検員、集金員等と称し訪問する者があります。不審な点があれば身分証明書の提示を求めて下さい。		
<b>※政府の支援により、1 m<sup>3</sup>あたり 30 円の値引きがされています。</b>		
検針員		

「お知らせ」欄には「E-インストア」及び金融機関でのお支払いは出来ません

ガス料金等のお支払いについて

- 料金のお支払いは金融機関での自動口座振替が便利です。お申込みは下記の連絡先までお問い合わせください。
- このお知らせにより弊社の係員が料金を申し受けることはありません。

信州ガス株式会社  
0265-22-3808

## 6. 問い合わせ窓口

国による電気・ガス価格激変緩和対策事業の支援制度に関するお問い合わせは、以下の専用ダイヤルへお問い合わせください。

### 【経済産業省 資源エネルギー庁 電気・ガス価格激変緩和対策事務局 需要家向け窓口】

0120-013-305 : 全日 9:00~17:00(年末年始を除く)

\* 詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>) をご覧ください。

\* ご使用量や料金の算定方法等がわからない場合や、ご契約いただいている料金プランの確認等については、信州ガスへご連絡ください。

信州ガス株式会社 TEL 0265-22-3808